

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元
「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団

2023.May
Vol.42

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



第42回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 花島 敏雅

4月28日の裁判には、2011年8月、自然豊かな福島県桑折町から、単身九州に避難して来た氏家剛さんが意見陳述しました。避難に至るまでの職場や家族等での様々な葛藤を知り、原発事故が与えた加害の根深さと12年経った今も原発事故の被害が続いていることを改めて認識させられました。しかし、氏家さんは、周囲には「未だ

原発事故の事を言っているのか。」というような風潮が広がりが、原発事故が忘れられているようだと言います。

このような「かぜ」を読んでいるのか、政府は今国会に「GX脱炭素電源法案」、正確には「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」を提出して成立をに至ってしまいました。法案は、原発の60年超の運転を可能とする等の原子炉等規制法や我が国の原子力政策の基本法である原子力基本法等5本の重要法律改正案を束ねたもので、国庫から巨額の資金を出すことを可能とする原発回帰、新たな原発推進法です。

他方、脱原発を着実に進めてきたドイツでは去る4月、最後の原発を停止させました。これを受けて、ドイツ国内ではデモや集会が行われ、脱原発を喜び合った、と報道されています。私たちも裁判闘争を通じて、ドイツの様に脱原発の政府を作るために頑張っていきたいと思っています。

第42回
口頭弁論

東島弁護士の ココがポイント!



原告側は準備書面96~102を提出しました。新たな主張として、99で福島第1原発事故によって子どもの甲状腺がんが増えたといえることを統計学の知見から主張しました。その一つの根拠として、同人口比での原発事故から30年間にわたって全国で発生するはずの30才までに発達する甲状腺がん患者数と事故後10年で発生した福島県の同じ患者数を比較した場合、福島県内の患者数の方

が明らかに多くなっていることから明らかなのです。また、水蒸気爆発の危険性について、国会事故調報告書等を分析すると福島第1原発2号機の圧力容器内で水蒸気爆発が発生していた可能性があると指摘しました。また、地震・火山・重大事故対策に対する国の反論に再反論をしました。

他方、九電は、避難計画は国の防災会議で了承され、現時点で仮に改善すべき点があったとしても一層の具体化充実が図られるもので実効性がないということではないと主張しました。

目次 Contents

口頭弁論を終えて・ココがポイント	1
第42回意見陳述書(氏家剛さん)	2-4
飯田哲也講演会レポート	5

3.11福岡集会報告	6
新体制(共同代表暫定代行)のおしらせ	7
今後の日程等	8

意見陳述



氏家剛つよしさん(福島原発事故被害救済九州訴訟原告)

1 私は生まれも育ちも福島です。2011年8月3日、車に入るだけの荷物を載せ、8月5日に佐賀県鳥栖市へ単身避難してきました。

故郷は福島市の北隣、福島第一原発から約60kmの位置にある桑折町。生産が盛んな桃は毎年皇室・宮家へ献上され、近年はゲンジホテルが再び田んぼを飛び交うよう地元の先輩方が水を綺麗にしてきた、自然豊かな町です。また、明治時代には日本三代銀山と呼ばれた半田山、全国屈指の養蚕地帯だった時期もあり、仙台藩伊達氏とのゆかりもあるなど歴史ある町です。

私は一度も福島を離れたことはなく、就職先も地元の手スーパーマーケットでした。2009年の秋、県南に位置する東白川郡棚倉町へ異動、住居は西白河郡西郷村でしたが、そのどちらも故郷である桑折町と同じように田畑と山が広がる、のどかで自然豊かな町でした。

いつか色んな経験や勉強をした後に、福島が楽しい町となるような仕事をしたいという夢がありました。若者が東京などの県外に出て行ってしまいうことが多い福島で、いずれ、若い人たちに向けたイベントや、若者が遊びに来たいと思ってもらえるような企画やお店をやりたいと思っていました。大好きな福島を離れるということは考えもしませんでした。

2 そんな中で、東日本大震災および福島第一原子力事故に遭います。この日、私の人生は変わ

りました。

職場で被災し避難誘導を終えるも巨大な揺れの中で、「原発は大丈夫だろうか」と言う不安がよぎりました。小さい頃からテレビではプルサーマルの安全性を謳うCMが流れ、その度父が危険な核を使うことを批判していたのを見聞きしていたからです。私自身も核を使うことに否定の立場ですが、原発に何かあっても国や東京電力が大丈夫・安全と言っているのだから、きっと対策があって大丈夫だろうと信じてました。

ですが、現実とは違いました。緊急停止棒が挿入されたと知ると職場の上司の一人が「危険な状態、場合によっては爆発する」と言っていました。その予想は現実には、しかも3基が爆発。

避難区域は徐々に広がり、ニュースでは「家の中は目張りをする」「外出した時の服は袋に入れて保管する」などの対策情報が流れ、ついには降水確率のように各地の線量値がテロップで流れるようになり、普通の生活なんて無理と通告されているようなものでした。

事故後間もなくテレビでは茨城県のパセリや静岡県のお茶が汚染されたと報道され、それから数週間も経たないうちに、汚染された牛がついに福島から出荷されたなどの情報も流れます。牛の出荷元は、汚染は比較的大丈夫と言われていた棚倉町近隣地域からだと知ったのはそれから一ヶ月ほど後でした。棚倉町は、福島第一原発から約70km離れています。

職場では、原発事故後およそ一週間前後で、各市町村の各青果物、大幅に緩和された基準値すら超え汚染されたものの出荷停止・販売自粛の情報が毎日本部から届くようになり確認する日々が続いてましたが、その業務が始まり約1ヶ月ほどでしょうか、ついに故郷である桑折町の名前が出てきた時、初めてダメなのかもしれないと受け止め始めました。

私自身悩みながらも、小さなお子さんがいる同僚などには避難を促したりもしていましたが、先に九州へ避難した恩人からの「人生を大事にして欲しい」という言葉で最終的に私は避難を決断。家族や友人知人に一緒に避難しようと声をかけましたが、それは叶いませんでした。

直属の上司と店長には避難のために仕事を辞めることを6月後半に伝え了承は得ましたが、お盆までの勤務を求められた所から大きな喧嘩となりました。「親残していくなんて薄情だな」「さっさと行ってしまえ」などと言われてからは、毎日泣きながら仕事をしていました。大好きな福島を離れたくないこと、喧嘩なんてしたくなかったこと、でもそうってしまったことが苦しくて仕方ありませんでした。最終出勤日の翌日に最後の挨拶へ向かうと喧嘩した店長から言われました。

「きっとお前の判断は正しい。」

店長も苦しんでいたことを知りました。

それから一週間だけ実家に戻りました。ここに来るのは人生最後になると覚悟して、家族への申し訳ない気持ちと、もう一度だけ避難を説得しようと思ってです。しかし、家族は残ると決めていました。

事故直後は子供である私たち兄弟を遠方へ避難

させることを考えていた両親です。しかし、両親自身は当時60歳を超えており、その年齢で見知らぬ土地で0から人生を始めるのは辛い、と諦めていました。また震災当時、実家は新築中であり、その名義人の兄は責任もあり避難は考えていなかったと思います。

みんな本当に悩んでいました。声に出してないだけで、避難できるならしたい人も多くいるのだと、ですがそれぞれに色んな事情があってもそれができないのだと分かりました。なんで福島がこんな目に遭うのだろうか、もうダメなんだ、と悔しさと怒りのあまり避難前日にSNSへ投稿した私の強い言葉で傷ついた仲間とも喧嘩になってしまいました。この時、もしも福島が大丈夫になったとしても私は帰る場所をなくしてしまったのだと覚悟し、生きることが嫌になり泣きながら必死で避難先である佐賀県鳥栖市へ向かったことを思い出します。

3 鳥栖市に避難したあと、短期雇用で勤めた会社で福島から避難をしてきたことを伝えた時、同僚から「親を残してきたの」と言われたことがありました。その人にとっては単に事実を確認しただけのつもりだったかもしれませんが、私には「親を見捨てて来た」と責められたように聞こえました。押し込めていた罪悪感が沸き上がり、その言葉が私の胸にさざりました。

それから鳥栖市を離れ、いくつかの場所を転々とし、働く場所も転々となりました。先述した恩人ご家族、九州で寄り添ってくれた方達と無農薬野菜を育て福島に送るなどの活動をした時期もありましたが、無力であることを痛感し、疲れ果ててこの数年

間は何も出来ず、ただ福島のみんなへ心の中で謝りながら生きています。

それでも、私はまだ救われてるかも知れませんが、福島・東北から来たというだけで多くの方は察してくれるのですから。同じように原発事故で高濃度の汚染地帯がいくつもできた関東圏から避難してきた方達は、支援も理解もなかなか得られないまま避難生活を続けています。

避難当初知り合った、関東から単身で避難してきた男性は、避難であることすら誰にも言えないままひっそりと生きていました。誰からも手を差し伸べられないまま。その孤独感を思うと言葉になりません。

今、私は福岡県久留米市に住み、働いています。事故から10年以上が経ち、周囲の人々が福島第一原発事故のことを忘れていつているのを感じます。東日本大震災のことをいうと理解を示すような反応をされますが、福島第一原発事故の被害のこととなると、「まだ言っているのか」、「被害者ぶっている」という空気が漂います。

でも、事故はまだ終わっていません。原発の廃炉作業は終わっていないし、避難対象地域だったところに住んでいた多くの人々が故郷に戻れないまま、原発事故で壊された地域は壊れたまま、本当の意味での打開策もないまま後回しにしているだけだと思います。

私は、この12年で3回、福島に帰省しました。福島に帰ると、知人や家族へ、どうしても後ろめたい気持ち拭えませんが、原発事故は、私にとって安心できる故郷、いつでも帰れる故郷を奪いました。

4 今回、私は、玄海原発の差し止め訴訟の原告になりましたが、福島第一原発事故から12年が経

ち、為すべきこと・本当に改善すべきことをなさないまま再び原発を推進しようという国や電力会社に心底腹が立ち、同じ過ちを繰り返そうとする社会に危機感を覚えたからです。

玄海原発で事故が起きても、福島と同じように故郷を失う人が出ないとでもいうのでしょうか。それとも、事故は起こらないとでもいうのでしょうか。福島第一原発事故の前、国と東京電力は、原発は安全だと地域の人々に言っていました。

鳥栖市に避難してきた後、佐賀県内に原発があると聞いて玄海原発を見に行ったことがあります。その時、日本の棚田百選にも選ばれた浜野浦の棚田も見に行きました。午後の遅い時間で、棚田を夕日が照らすその風景に感動しました。

ひとたび事故が起これば、玄海の人々が受け継いできた棚田も、そこを耕して生活してきた人々の暮らしも消えていきます。その時、「想定外だった」では済まされないのです。原発は、命、健康を害することはもちろん、地域社会、その歴史を終わらせるものであり、金で解決できるものでもなければ、取り返すこともできない、かけがえのないものです。

これは玄海、佐賀県だけの問題ではありません。九州の皆さんは、東北以上に故郷を愛する方々で溢れていると感じた12年です。その九州の人々の郷土愛を踏みにじることにもなります。

それは、福島第一原発事故で、もう分かったはずですが、あんな事故があつたのに、また、同じことを繰り返すのでしょうか。

福島の被害を忘れないでください。どれだけ対策を練っても事故が起きてからでは命も安全な食も暮らしも奪い取り返しがつかないのです。原発を使うことのない社会を真剣に考えてください。



去る3月5日(日)、飯田哲也さん(認定NPO法人環境エネルギー政策研究所所長)による「脱原発から再生可能エネルギーへ」と題した講演会が福岡県弁護士会館において開催されました。

まずはこれに先立って、気候変動問題に取り組んでいるFridays For Future (FFF), FUKUOKAの高田陽平さん(九州大学工学部1回生)が、昨年11月6日~20日にエジプト(シャルム・エル・シェイク)で開催された国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)に参加した経緯と、その取り組みを報告しました。



高田さんたちは、同い年の環境活動家グレッタ・トゥンベリさんが国連でスピーチする姿に感銘を受け、地球環境を守るために立ち上がったといいます。渡航費用を何とか工面すべく、クラウドファンディングで呼びかけ、温暖化に警鐘を鳴らす日本の若者の代表として、「地球温暖化は待たなし」を世界に向けて発信しました。環境対策の後進国である日本、とりわけひとりひとりの日本人が果たす役割が重要であることを認識すべきと

述べました。

続いて、飯田哲也さんの講演に入ると、世界では化石燃料・原発から再生可能エネルギーへの転換というエネルギー革命の転換期にある中、原発に依存する日本は再エネのシェアが先進国としては最も低い水準の10%程度にとどまり、取り残されていると解説しました。

原発の安全神話は崩れたものの、原発復活待



望論は根強くあり、大手電力会社が電力不足や再生可能エネルギーは高いとするキャンペーンを張ってきましたが、実際には再生可能エネルギーで十分まかなえられる状態となり、しかも原発よりコストが安くなっている現状をわかりやすく解説。さすがに全国各地で遊説されているだけあって、説得力のある飯田さんの話に会場参加者は食い入るように聴き入っていました。なお、各地5箇所のサテライト会場も含めて参加者は200名を超えました。



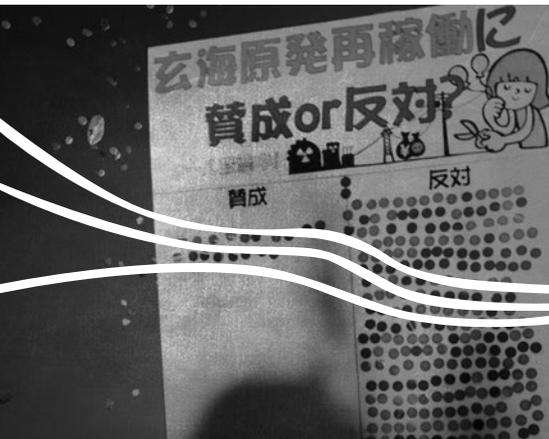
全国各地で一斉宣伝行動となる3.11集会。毎年恒例となる今年は3月11日の当日、福岡市の警固公園におよそ20団体（約200名参加）が集まりました。

まず初めに、この1年の原発問題をめぐる情勢報告がなされ、特別報告は、託送料金訴訟をおこなっているグリーンコープ電気の神保薫さん、「戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会」の福吉幸治さん、「ママは原発いりません福岡メンバー」

の前島直美さん、「FFF福岡」の高田洋平さんが発言され、最後に集会宣言を参加者一同で採択しました。

繁華街である天神界隈のデモ行進では、宣伝カーを先頭に各団体のみなさんが手作りのプラカードやのぼり旗、横断幕を持参し、行き交う市民の方々に音の出る宣伝行動を展開しました。

沿道や車窓からは「俺も原発反対だ」、「みなさんを応援します」といった声も聞かれました。



原発なくそう! 九州玄海訴訟

新体制の 共同代表暫定代行 おしらせ



長谷川原告団長退任

2012年の提訴以来、11年にわたって原告団長をつとめてこられた長谷川照さんが高齢と健康上の理由から退任されます。当面の間、下記の3名の方が共同代表暫定代行として組織運営をおこなっていただきます。なお、退任後の長谷川照さんは名誉原告団長となります。

(五十音順)



青柳 行信さん

私は福岡地区の原告のひとりです。

2015年12月18日 原発なくそう!九州玄海訴訟 第15回口頭弁論で意見陳述をいたしました。原発は倫理に反しますと。

ドイツでは 2011年の東京電力福島第一原発事故後、直ちに倫理委員会が開催され「脱原発」を進め、今年2023年4月15日、最後の原発3基が稼働を終え、60年以上続いたドイツの原発の歴史に幕が下りました。

私たちがこの道をめざしていきましょう。

原発・原爆、核と放射能と人類は共存できない!!

原発止めよう!九電本店前ひろば村長(2011年4月20日から今も)、福岡県総がかり実行委員会代表

※ ひろば毎日テントメール通信(メルマガ配信)ご賛同できる方は 青柳行信 <y-aoyagi@r8.dion.ne.jp> まで。
【紹介】『九電本店前に脱原発テントを張って10年目』(柘植書房新社) <https://tinyurl.com/mypydy9t>



染谷 孝さん

このたび三名の共同代表暫定代行の体制で長谷川団長からバトンを引き継ぐことになりました。そのひとりの染谷です。「暫定代行」と言うのは随分と腰が引けている感じもしますが、まずはこの辺からのスタートです。

約4年前に佐賀大学を定年退職するとき長谷川照団長から「これからは科学だけではなく社会にも貢献しなさい」と言われて、副団長となりました。それはゆくゆくは団長へという含意があったのかも知りませんが、染谷本人としては、長谷川先生の器にはとても及ばない身を自覚していましたから、まずはいろいろ学んでいこうと心がけました。

フクシマ原発の深刻さを考えると国民の大部分は脱原発の気持ちが強いと思いますが、推進派はとても巧妙で、やれ電力が足りないとか原発を再稼働しないから電気料金が上がるのだとか、巧妙なウソを連発して国民を惑わしています。これに対抗するには、よほどよく勉強して仲間を増やして知恵を集めていかないとはいけません。皆様、どうぞご協力、ご支援をお願いいたします。



中島 熙八郎さん

原発なくそう!九州玄海・川内訴訟熊本原告団共同代表の(中村ではなく)中島と申します。熊本の玄海訴訟原告は、全体の6%程度の存在です。

今回、ご要請がありましたので暫定的な共同代表就任をお受けしましたが、何のためなのかが解せないままでおります。

「1万人が動けば社会的には大きな力となる」ことは確実であり、その力をどこに向けて結集し発揮すべきかが問われていると思います。同時に原告は裁判を闘う一方の主体であり、弁護団任せにするのではなく、勝訴のために緊密に連携していくことも忘れてはならないと考えています。



最近の情勢

これまで核ごみ調査には、北海道の寿都町と神恵内村の2自治体が名乗り出ています。

ここにきて九州長崎県対馬市では、地元の建設業協会が市議会に対し、請願を提出することを決めました。

ご承知のように、調査に応募しようものなら最大で20億円もの交付金が支給されるといいます。対馬市にも私たち九州玄海訴訟の原告の方がおられ、気が気ではありません。地元では「核のごみと対馬を考える会」が発足し、誘致に反対しています。市議会は、16年前に核ごみの最終処分場誘致に反対決議をした経緯があり、原発とは何か、原点に立ち返るべきではないでしょうか。

(事務局)



今後の日程



第44陣追加提訴のご案内

2023年 6月22日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合
※締め切りは6月16日(金)午前

第45陣追加提訴のご案内

2023年 9月28日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合
※締め切りは9月22日(金)午前

第43回裁判のご案内

2023年 7月21日(金)

13:30 佐賀県弁護士会館集合
14:00 進行協議
15:00 口頭弁論
模擬裁判・報告集会会場/
佐賀県弁護士会館

第44回裁判のご案内

2023年 10月27日(金)

13:30 次回の会報でお知らせします
(佐賀県弁護士会館はとれませんでした)
14:00 進行協議
15:00 口頭弁論
模擬裁判・報告集会会場/
会場は次回の会報でお知らせします

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団
発行責任者/長谷川照
発行日/2023年5月31日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123